

沖縄振興公共投資交付金制度要綱

平成24年	4月	6日	制定
平成25年	5月	16日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	10日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成29年	3月	31日	一部改正
平成30年	3月	30日	一部改正
平成31年	4月	1日	一部改正
令和元年	5月	1日	一部改正
令和2年	4月	1日	一部改正
令和3年	12月	21日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和5年	3月	31日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正
令和8年	4月	8日	一部改正

第1 通則

沖縄振興公共投資交付金の交付に関しては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「法」という。）第95条及び第96条、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第32条の2、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他関係法令等のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

沖縄振興公共投資交付金は、沖縄県が沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した法第95条第1項に規定する沖縄振興交付金事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく事業のうち、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（当該事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を含む。）の実施に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第3 定義

1 沖縄振興公共投資交付金

法第95条及び法第96条に基づき、事業計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）のうち、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（当該事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を含む。）の実施に要する経費（沖縄県の市町村その他の者（以下「市町村等」という。）が実施する事業等に要する費用の全部又は一部の負担を含む。）に充てるため、国が交付する交付金をいう。

2 交付対象者

沖縄振興公共投資交付金（以下「投資交付金」という。）の交付対象者は、沖縄県とする。

第4 交付対象事業

投資交付金の交付対象事業は、別表に掲げる事業等のうち、事業計画に記載されたものをいう。対象事業ごとの要件等は別表の対象事業を所管する大臣等（以下「交付担当大臣等」という。）が定める交付要綱等に定めるものとする。

なお、投資交付金の交付と対象事業を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 交付限度額

投資交付金の交付限度額は、予算の範囲内で定める。

第6 事業計画の作成及び提出

投資交付金の交付を受けようとする場合、沖縄県知事は、交付限度額の範囲内で、次に掲げる事項を記載した事業計画（様式は別添様式1を参照）を作成し、内閣府の指定する時期に当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。内閣総理大臣は当該計画を各交付担当大臣等へ送付し、第10の配分計画の協議のために当該計画の確認を求めるものとする。

- 1) 交付対象事業の名称及び事業等の概要
- 2) 交付対象事業に要する費用
- 3) 計画期間
- 4) 事業等の総事業費
- 5) その他必要な事項

また、沖縄県は、投資交付金の目的に鑑み、その執行に際し、成果目標及びその達成予定年度を、別添様式1の提出後速やかに別添様式2により設定するよう努めるものとし、第14に基づき、事業等の評価を適切に行うものとする。

計画期間は、成果目標及びその達成予定年度の設定並びに事業等の評価を適切に行うことができるよう、事業の内容に応じて事業毎に定めるものとする。

第7 市町村等の意見聴取及び同意

沖縄県知事は、事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ関係市町村長（特段の事情のない限り、沖縄の全ての市町村長）その他の者の意見を聴くよう努めるものとする。また、市町村等が実施する沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業の需要の把握に努めるものとする。

沖縄県知事は、事業計画に沖縄の市町村等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該市町村等の同意を得なければならない。

第8 事業計画の公表

沖縄県知事は、事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第9 事業計画の変更等

沖縄県知事は、事業計画を変更する場合には、内閣府の指定する時期に、変更後の事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、3）及び4）の場合は、変更後の最終の事業計画を当該年度の年度末に提出すれば足りることとし、その場合は、交付対象事業の変更の都度、変更後の事業計画が提出されたものとみなす。また、第7及び第8の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。

- 1）投資交付金の交付決定後、交付対象事業の進捗の状況により、沖縄県に交付決定された投資交付金の総額の範囲内で、各交付担当大臣等が交付決定した交付金額の間で調整が必要になる場合（この場合、交付担当大臣等による減額の変更交付決定の写しを添付すること。）
- 2）交付限度額の範囲内で、交付金交付額の総額を増額する場合
- 3）別表の社会資本整備に関する事業、農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業及び自然環境整備に関する事業（国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除く。）については、投資交付金の交付決定後、交付対象事業の進捗の状況により、交付決定した国費とその事業費に見合う国費との間で差額が生じ、次年度の交付額算定において調整する場合（この場合には、事業計画に次年度と調整する差額分及び調整する国費等を明示すること。）
- 4）その他の変更の場合

第10 配分計画作成

内閣総理大臣は、沖縄県知事から第6の規定に基づく事業計画及び第9の1)の規定に基づき変更した事業計画の提出を受けた場合には、当該事業計画に記載された交付対象事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うため、交付担当大臣等と協議し、交付担当大臣等が交付の事務を行うこととなる投資交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。

第11 投資交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第10により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣等と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、投資交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第12 投資交付金の交付

内閣総理大臣及び第11により予算の移替えを受けた交付担当大臣等は、その定めるところにより交付事務を行う。その際、交付担当大臣等は、投資交付金の適正な執行を図るものとする。

第13 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、事業計画の適正な実施のため、投資交付金による事業等の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第14 事業等の評価

1 沖縄県の事業等の評価

- 1) 沖縄県は、成果目標及びその達成予定年度を設定する際、地域の実情を踏まえるとともに、あらかじめ内閣総理大臣から提示される「評価等が必要と考えられる項目」を参照し、自主的に成果目標を設定することとする。
- 2) 沖縄県は、1)の規定により成果目標を設定した場合は、設定した成果目標の達成予定年度以後、速やかに当該成果目標の達成状況について評価を行う。なお、長期にわたる事業等では、当該成果目標の達成状況についておおむね3年程度の適当な期間ごとに中間評価を行うよう努めるものとする。
- 3) 沖縄県は、1)又は2)の規定により、成果目標及びその達成予定年度の設定並びに成果目標の達成状況についての評価を行った場合には、これを公表するとともに、内閣総理大臣に提出する。
- 4) 沖縄県は、成果目標及びその達成予定年度の変更を行った場合は、これを公表するとともに、内閣総理大臣に提出する。
- 5) 内閣総理大臣は、沖縄県から受理した成果目標及び沖縄県による評価結果を交付担当大臣等に回付する。

2 国による活用等

- 1) 内閣総理大臣は、沖縄県が投資交付金に基づく事業等を行うに際し「評価等が必要と考えられる項目」について、沖縄県に過度な負担をかけないように考慮しつつ交付担当大臣等と調整の上取りまとめ、沖縄県に提示する。
- 2) 交付担当大臣等は、内閣総理大臣から沖縄県に提示する「評価等が必要と考えられる項目」について、内閣総理大臣の求めに応じ、所掌する事業等の成果を確認する観点から整理及び調整する。また、交付対象事業の実施が所掌する政策の遂行に寄与したかを確認する際には、必要に応じ、内閣総理大臣から回付された沖縄県による評価結果を活用する。
- 3) 内閣総理大臣は、投資交付金の運営状況及び評価結果について、交付担当大臣等及び沖縄県から必要に応じて報告を求める。
- 4) 内閣総理大臣は、交付担当大臣等からの報告内容等を踏まえ、投資交付金が国の政策の遂行に寄与する制度となっているか、及び沖縄県からの報告内容等を踏まえ、投資交付金が地域の実情に合い、地域の自由裁量の拡大や予算執行の効率化に資するものとなっているか等、効果的・効率的な財源となっているかを確認し、必要な改善を図る。

第15 その他

この投資交付金の制度導入後、さらに本制度要綱に定めが必要となる事項については、本制度の実施状況を見ながら適時適切に本制度要綱の改正により定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

第2条 この決定の施行の際現にあるこの決定による改正前の様式による書類は、この決定による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の改正後の規定は、令和5年度以降の年度の予算に係る投資交付金の交付について適用し、令和4年度以前の年度の歳出予算に係る投資交付金の交付で令和5年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。

別表

対象事業	対象事業を 所管する大臣等	
交通安全施設整備に関する事業： 特定交通安全施設等整備事業（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 3 条第 1 項に規定する特定交通安全施設等整備事業（同法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に限る。）のうち交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則（昭和 41 年総理府・建設省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地区に含まれる道路の区間において実施されるものに限る。）	警察庁長官	A
消防防災施設整備に関する事業： (1)耐震性貯水槽 (2)備蓄倉庫（地域防災拠点施設） (3)救助活動等拠点施設等 (4)活動火山対策避難施設 (5)広域訓練拠点施設 (6)救急安心センター等整備事業（救急医療情報収集装置を除く。）	総務大臣	B-1 B-2 B-3 B-4 B-5 B-6
学校施設環境改善に関する事業： (1) 構造上危険な状態にある建物の改築（小学校、中学校及び義務教育学校については、建築後 35 年以上のものに限る。ただし、同一の学校において、建築後 35 年未満の建物と同時に改築を行う場合を除く。） (2) 長寿命化改修事業（幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物であって構造体の劣化対策を要する建築後 40 年以上のものの長寿命化改修及び建築後 20 年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修を行うものに限る。） (3) 不適格改築（小学校、中学校及び義務教育学校については、建築後 35 年以上のもの並びに幼稚園、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校については、同一の学校において、建築後 35 年未満の建物と同時に改築を行う場合を除く。） (4) 大規模改造（質的整備）（ただし、学校施設環境改善交付金で行う補強と同時に行うものは除く。）	文部科学大臣	C-1 C-2 C-3 C-4 C-5 C-6 C-7 C-8 C-9 C-10 C-11 C-12 C-13 C-14 C-15 C-16 C-17 C-18 C-19 C-20 C-21 C-22

(5) 学校統合に伴う既存施設の改修（小学校、中学校及び義務教育学校に限る。） (6) 不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供する既存施設の改修（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に限る。） (7) 屋外教育環境の整備に関する事業 (8) へき地学校の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新增築 (9) 特別支援学校の建物の新增築（幼稚部及び高等部に限る。） (10) 特別支援学校の用に供する既存施設の改修 (11) 高等学校及び中等教育学校の後期課程の建物の新增築 (12) 幼稚園の園舎の新增築 (13) 公害防止工事 (14) 産業教育施設の整備に関する事業（高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。） (15) 学校給食施設の新増築（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部並びに夜間課程を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程に限る。） (16) 学校給食施設の改築（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） (17) 学校水泳プールの整備に関する事業（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に限る。） (18) 武道場の新改築（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に限る。） (19) 提供施設代替借用校地購入に関する事業（幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に限る。） (20) 防災機能の強化に関する事業 (21) 太陽光発電等の整備に関する事業（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育施設、特別支援学校、共同調理場並びに社会体育施設に限る。） (22) 社会体育施設の整備に関する事業		
社会福祉施設等施設整備に関する事業：	厚生労働大臣	D1-1 D1-2

(1)保護施設等の施設整備、(2)社会福祉施設等の大規模修繕等（グループホーム・ケアホーム等を除く。）		
医療施設等施設整備に関する事業及び医療提供体制施設整備に関する事業（別紙１のとおり）		D2
農山漁村地域整備に関する事業（別紙２のとおり）		E1 (1-1～6-1)
農山漁村活性化対策整備に関する事業： 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第七条第一項に規定する活性化計画に基づく事業等		E2
農業・食品産業強化対策整備に関する事業： (1)農畜産物（蚕糸を含む。以下同じ。）の産地の競争力の強化に必要な小規模の土地基盤整備、果樹、茶樹又は桑樹の改植及び農畜産物の安定供給の確保のための産地基幹施設の再編整備に係る取組 (2)食品流通拠点施設整備対策に関する事業（卸売市場施設整備対策及び共同物流拠点施設整備対策）		E3-1 E3-2
水産業強化対策整備に関する事業： 沖縄県が管理する第一種漁港又は第二種漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落を対象として実施する事業	農林水産大臣	E4
沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業： (1) 経営確立促進調査事業 (2) 先進的な林業機械等整備事業 (3) コンテナ苗生産基盤施設等整備事業 (4) 特用林産振興施設等整備事業 (5) 森林空間活用施設整備事業 (6) 木材加工流通施設等整備事業 (7) 木質バイオマス利用促進施設整備事業 (8) 木造公共建築物等整備事業 (9) 需要拡大施設整備事業 (10) 生活環境施設整備事業		E5
工業用水道に関する事業： 取水工事、貯水工事、導水工事、浄水工事、送水工事、配水工事及びダム等の使用又は所有に係る必要な権利の取得等	経済産業大臣	F
社会資本整備に関する事業（別紙３及び別紙４のとおり）	国土交通大臣	G (1-1～10-2)
環境保全施設整備に関する事業：	環境大臣	H1

動物収容・譲渡対策施設整備事業		
自然環境整備に関する事業： (1)長距離自然歩道整備事業（国立公園及び国定公園の区域内を除く。） (2)国定公園において行われる施設の整備事業		H2-1 H2-2
就学前教育・保育施設整備に関する事業： (1) 構造上危険な状態にある建物の改築 (2) 長寿命化改良事業（認定こども園の園舎であって構造体の劣化対策を要する建築後 40 年以上のものの長寿命化改良及び建築後 20 年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修を行うものに限る。） (3) 不適格改築 (4) 大規模改造（質的整備）（ただし、就学前教育・保育施設整備交付金で行う補強と同時に行うものは除く。） (5) 屋外教育環境の整備に関する事業 (6) 認定こども園の園舎の新增築 (7) 公害防止工事 (8) 防災機能の強化に関する事業 (9) 太陽光発電等の整備に関する事業	こども家庭庁長官	I-1 I-2 I-3 I-4 I-5 I-6 I-7 I-8 I-9

医療施設等施設整備に関する事業及び医療提供体制施設整備に関する事業（D3）

1.医療計画等の推進に関する事業	・ 休日夜間急患センター施設整備事業	1-1
	・ 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	1-2
	・ 救急ヘリポート施設整備事業	1-3
	・ 救命救急センター施設整備事業	1-4
	・ 小児救急医療拠点病院施設整備事業	1-5
	・ 小児初期救急センター施設整備事業	1-6
	・ 小児集中治療室施設整備事業	1-7
	・ 小児医療施設施設整備事業	1-8
	・ 周産期医療施設施設整備事業	1-9
	・ 地域療育支援施設施設整備事業	1-10
	・ 共同利用施設施設整備事業	1-11
	・ 医療施設近代化施設整備事業	1-12
	・ 不足病床地区病院施設整備事業	1-13
	・ 基幹災害拠点病院施設整備事業	1-14
	・ 地域災害拠点病院施設整備事業	1-15
	・ 院内助産所・助産師外来施設整備事業	1-16
	・ がん診療施設施設整備事業	1-17
	・ 医学的リハビリテーション施設施設整備事業	1-18
	・ 腎移植施設施設整備事業	1-19
	・ 特殊病室施設整備事業	1-20
	・ 肝移植施設施設整備事業	1-21
	・ 治験施設施設整備事業	1-22
2.施設環境等の改善に関する事業	・ 病児・病後児保育施設施設整備事業	2-1
	・ 地震防災対策医療施設耐震整備事業	2-2
	・ 医療施設耐震整備事業	2-3
	・ アスベスト除去等整備事業	2-4
	・ 看護師勤務環境改善施設整備事業	2-5
	・ 看護師宿舎施設整備事業	2-6
	・ 病院内保育所施設整備事業	2-7
	・ 院内感染対策施設整備事業	2-8
	・ 医療機器管理室施設整備事業	2-9
	・ 地球温暖化対策施設整備事業	2-10
3.医療従事者の養成力の充実に 関する事業	・ 内視鏡訓練施設施設整備事業	3-1
	・ 看護師等養成所施設整備事業	3-2
	・ 看護師養成所修業年限延長施設整備事業	3-3
	・ 看護教員養成講習会施設整備事業	3-4
	・ 歯科衛生士養成所施設整備事業	3-5
4.へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実	・ へき地診療所施設整備事業	4-1
	・ 過疎地域等特定診療所施設整備事業	4-2
	・ へき地保健指導所施設整備事業	4-3
	・ 研修医のための研修施設整備事業	4-4

等に関する事業	・ 臨床研修病院施設整備事業	4-5
	・ へき地医療拠点病院施設整備事業	4-6
	・ 医師臨床研修病院研修医環境整備事業	4-7
	・ 離島等患者宿泊施設施設整備事業	4-8
	・ 産科医療機関施設整備事業	4-9
	・ 死亡時画像診断システム施設整備事業	4-10
5.一般病床の整備に関する事業	・ 一般病床の施設整備事業	5

農山漁村地域整備に関する事業（E1）

1.農業農村 基盤整備	・ 農地整備	1-1
	・ 水利施設整備	1-2
	・ 農地防災	1-3
	・ 農村整備	1-4
	・ 農業用水保全の森づくり事業	1-5
2.森林基盤 整備	・ 森林環境保全整備事業のうち、以下のもの 一 育成林整備事業 二 林道改良事業 三 林道点検診断・保全整備事業 四 共生環境整備事業 五 機能回復整備事業	2-1
	・ 森林居住環境整備事業のうち、フォレスト・コミュニティ総合整備事業	2-2
	・ 治山事業のうち、以下のもの 一 予防治山事業 二 緊急防災減災対策総合治山事業 三 機能強化・老朽化対策事業 四 森林土木効率化等技術開発事業 五 林地荒廃防止事業 六 共生保安林整備事業 七 保安林管理道整備事業	2-3
3.水産基盤 整備	・ 地域水産物供給基盤整備事業	3-1
	・ 水域環境保全創造事業	3-2
	・ 漁場保全の森づくり事業	3-3
	・ 漁港漁村環境整備事業のうち、以下のもの 一 漁業集落環境整備事業 二 漁港環境整備事業 三 漁村再生交付金事業	3-4
4.海岸保全 施設整備	・ 海岸保全施設整備事業 一 高潮対策事業及び侵食対策事業 二 海岸耐震対策事業 三 海岸堤防等老朽化対策事業	4-1 4-2 4-3
	・ 津波・高潮危機管理対策事業	4-4
	・ 海岸環境整備事業	4-5
5.盛土緊急対 策事業	・ 盛土による災害防止のための調査事業	5-1
	・ 盛土緊急対策事業	5-2
6.効果促進事 業	・ 事業計画の添付資料の整備計画（農林水産大臣が定める交付要綱に従って作成される農山漁村地域整備計画をいう。以下同じ。）の目標を達成するため、上記1から5の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（以下に掲げる事業を除く。なお、効果促進事業に係る事業費の合計額は、整備計画ごとに交付対象事業の全体事業費の20/100までを目途とする。）のうち、整備計画に記載されたもの (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業 (2) 整備計画の範囲を超えて実施される事業	6-1

社会資本整備に関する事業 (G)

1.道路	・ 道路（一般国道（指定区間外の一般国道に限る。この項において同じ。）、都道府県道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道に限る。この項において同じ。）又は市町村道（沖縄県が実施する事業については、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第十一条又は過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の規定による指定を受けた市町村道に限り、市町村が実施する事業については、道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた市町村道及び資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる市町村道に限る。）に限る。）の新設又は改築に関する事業のうち、次に掲げるもの	
	一 道路の改良に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。）	1-1-1
	二 土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係る事業（国の直轄事業その他の事業と密接に関連して実施する事業又は大規模構造物の整備を伴う事業を除く。）のうち、沖縄県又は市町村が実施するもの	1-1-2
	三 交通安全対策に係る事業のうち、沖縄県が実施するもの	1-2
	四 無電柱化に係る事業のうち、沖縄県が実施するもの	1-3
	・ 道路（一般国道又は都道府県道に限る。）の修繕に関する事業	1-4
2.港湾	・ 港湾改修事業のうち、次に掲げるもの	
	一 連絡船等に対応するための施設や小型船だまりの整備事業	
	二 補助的防波堤整備事業	
	三 放置艇対策に関する事業	
	四 既存施設の利用転換、港湾空間の再開発・高度利用化及び利便性の向上並びに既存施設の延命化のための事業であって、事業規模が 5 億円未満のもの	2-1
	・ 港湾施設長寿命化計画策定事業	2-2
	・ 緑地等施設整備事業	2-3
	・ 海域環境創造・自然再生等事業	2-4
	・ みなと振興計画に基づく事業	2-5
3.治水	・ 広域河川改修事業及び施設機能向上事業のうち、流域面積がおおむね 100 平方キロメートル未満の河川において実施する事業（近年、浸水被害が発生した河川における事業を除く。）	3-1
	・ 特定地域堤防機能高度化事業	3-2
	・ 流域貯留浸透事業のうち、沖縄県が実施するもの	3-3
	・ 応急対策事業	3-4
	・ 堰堤改良事業のうち、次に掲げるもの	
	一 改良事業	
	二 下流河道整備事業	
	三 ダム管理用水力発電設備設置事業	
	四 貯水池保全事業	
	五 流水管理高度化事業	3-5
	・ 通常砂防事業のうち、高さがおおむね 10 メートル以下の堰堤を整備する事業（近年、土砂災害が発生した地区における事業を除く。）	3-6
	・ 火山噴火緊急減災対策事業	3-7
	・ 急傾斜地崩壊対策事業のうち、高さがおおむね 30 メートル未満の斜面において実施する事業	3-8
	・ 総合流域防災事業のうち、沖縄県が実施するもの（なお、水害リスク情報整備推進事業は、市町村が実施するものを含む。）	3-9
	・ 統合河川環境整備事業のうち、沖縄県が実施するもの	3-10
	・ 下水道関連特定治水施設整備事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業のうち、上記に該当する事業	3-11
4.海岸	・ 高潮対策事業及び侵食対策事業のうち、防護面積及び防護人口が、おおむね 10 ヘクタール未満かつおおむね 75 人未満の事業（近年、家屋等が被災した箇所の緊急的な対応を行う事業を除く。）のうち、沖縄県が実施するもの	4-1
	・ 海岸耐震対策緊急事業のうち、沖縄県が実施するもの	4-2
	・ 海岸堤防老朽化対策緊急事業のうち、沖縄県が実施するもの	4-3
	・ 津波・高潮危機管理対策緊急事業のうち、沖縄県が実施するもの	4-4

	・ 海岸環境整備事業のうち、沖縄県が実施するもの	4-5
	・ 海域浄化対策事業のうち、沖縄県が実施するもの	4-6
5.水道・下水道	・ 水道施設整備に関する事業のうち、沖縄水道水源開発等施設整備	5-1
	・ 流域下水道事業のうち、管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（雨水貯留管及び雨水調整池並びにこれらを補完する施設の設置又は改築に関する事業を除く。）のうち、沖縄県が実施するもの	5-2
	・ 流域下水道事業のうち、終末処理場及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が30万人未満であり、かつ、当該事業の実施主体である沖縄県の総人口の1割未満である流域下水道事業に限るものとし、公共下水道と一体となって下水汚泥等を処理するために実施する事業を除く。）のうち、沖縄県が実施するもの	5-3
	・ 流域下水道事業のうち、終末処理場の水処理施設及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（全体計画区域内人口が30万人以上又は沖縄県の総人口の1割以上である流域下水道事業に限るものとし、耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）のうち、沖縄県が実施するもの	5-4
	・ 公共下水道事業のうち、汚水に係る管渠及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）のうち、市町村が実施するもの	5-5
	・ 公共下水道事業のうち、終末処理場の水処理施設及びこれを補完する施設の設置又は改築に関する事業（耐震化、エネルギー利用等機能高度化に関する事業を除く。）のうち、市町村が実施するもの	5-6
6.市街地整備	・ 暮らし・にぎわい再生事業のうち、沖縄県が実施するもの	6-1
	・ 都市防災推進事業のうち、沖縄県が実施するもの	6-2
7.都市公園	・ 都市公園事業（次に掲げるものを除く。） 一 大規模な公園（都市基幹公園及び大規模公園）の新設又は改築に関する事業 二 国家的イベント関連公園（国として開催することを決定した国際的なイベント又は国として定期的に開催することを決定しているイベントの会場となる都市公園）の新設又は改築に関する事業	7-1
	・ 都市公園安全・安心対策事業	7-2
	・ 市民農園等整備事業	7-3
	・ 緑地環境事業	7-4
8.広域的地域活性化基盤	・ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第二条第三項に規定する拠点施設関連基盤施設整備事業及びそれと一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務（同法第五条第一項の規定により作成された広域的地域活性化基盤整備計画のうち、複数の都道府県が連携・協力して作成されたものに基づくものを除く。）のうち、この表に掲げる事業及びこれらの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等	8
9.住宅	・ 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等及び同条第二項に規定する公共公益施設の整備又は管理に関する事業又は事務のうち、次に掲げるもの 一 公営住宅等整備事業（戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に限る。） 二 公営住宅等ストック総合改善事業のうち、以下の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するもの（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。） (イ) 戸数がおおむね200戸未満の公営住宅団地に係る事業 (ロ) 小規模な改善工事に係る事業 三 住宅市街地基盤整備事業（この表に掲げる事業に限る。） 四 公的賃貸住宅家賃低廉化事業（公営住宅に係る事業に限る。） 五 一から四までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等	9-1
	・ 住宅市街地基盤整備事業（この表に掲げる事業に限る。）	9-2
10.関連事業	・ 上記1から9の事業等と一体となってその効果を増大させるため実施されるものとして、事業計画の添付資料に記載された次に掲げる事業等（沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）及び本告示の施行に伴う変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された上記1から9の事業等の関連社会資本整備事業及び効果促進事業（変更前計画に記載されたものに限る。）については、事業計画の添付資料への記載を要しない。） イ 関連社会資本整備事業	10-1

	事業計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、上記１から９の事業等と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項各号（第十五号及び当該事業計画に係る事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事業のうち上記１から９の事業等としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項各号に規定する公営賃貸住宅の整備に関する事業（第一号（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅に限る。）から第三号までに掲げる事業のうち上記１から９の事業等としての交付対象要件を満たさないものを除く。）（本改正要綱の施行（平成二十九年四月一日）の際現に国に提出されている事業計画に基づく関連社会資本整備事業についての改正前の規定の適用については、当該事業計画の計画期間内に限り、なお従前の例による。） □ 効果促進事業 事業計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、上記１から９の事業等（関連社会資本整備事業を除く）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（提案事業（地域住宅法第６条第２項第２号又は広域活性化法第５条第２項第４号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、成果目標ごとに、交付対象事業の全体事業費の 20/100 までを目処とする。） (1) 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 (2) 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 (3) レクリエーションに関する施設の整備事業 (4) 別紙４に掲げる事業等	10-2
--	---	------

（注１）地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された基幹事業（沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）の関連事業（変更前計画に記載されたものに限る。）については、事業計画の添付資料への記載を要しない。

（注２）効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金及び沖縄振興公共投資交付金の創設及び対象事業の拡大による変更後の社会資本総合整備計画（以下「変更後計画」という。）に記載された社会資本整備総合交付金の効果促進事業に係る事業費を、全体事業費については変更後計画に記載された社会資本整備総合交付金の交付対象事業に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

（注３）効果促進事業のうち、沖縄都市モノレールの３両編成車両の購入及び３両編成車両の運行に必要な工事等を実施する事業を「沖縄都市モノレール３両化導入加速化事業」とし、その補助率については、歴史的背景から鉄軌道への投資・蓄積が乏しい中、空港能力の拡充に伴い、その影響を大きく受けるモノレールの輸送力の増強が急務であることを踏まえ、本事業に限り、別途定める交付要綱において、特段の措置を講じるものとする。

(別紙 4)

社会資本整備に関する事業(G)における効果促進事業の交付対象としない事業等

No.	事業等	施行期日以降の扱い	経過措置	
1	消防自動車の購入	効果促進事業の交付対象としないこととする。		
2	救急車の購入			
3	個人住宅における太陽光発電設備の設置			
4	下水道単独管の整備 下水道単独管に付随するマンホールの耐震化			
5	下水道施設における太陽光発電設備の設置	効果促進事業の交付対象としないこととする。 なお、震災時等においても下水道機能を維持するために必要な非常用発電設備として整備するものについては、引き続き社会資本整備に関する事業（G）5. 下水道の対象とする。		
6	防災行政無線の整備	効果促進事業の交付対象としないこととする。	(1) 本改正要綱の施行（平成 27 年 4 月 10 日）の際、現に国に提出されている沖縄振興交付金事業計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る沖縄振興交付金事業計画期間中の支援が受けられるものとする。 (2) 改正要綱の施行（平成 27 年 4 月 10 日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成 28 年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る沖縄振興交付金事業計画期間中の支援が受けられるものとする。	
7	有料動物園における動物舎の整備			
8	学校施設の非構造部材の耐震対策			
9	公立保育所の整備			
10	小規模公共施設（区役所、出張所、公立保育所等）の耐震化			
11	公立美術館の整備	以下の①及び②を満たす場合以外は、効果促進事業の交付対象としないこととする。 ① 維持管理費の算出及び国への提出がなされていること。 ② 1)～4)のいずれかに合致すること。 1) 郊外からのまちなかへの移転 2) 施設の統廃合 3) 他施設との合築 4) 公共施設等総合管理計画を策定済み（平成 28 年度末までは策定見込みを含む）であり、当該計画と施設整備に齟齬がないこと。		
12	公立図書館の整備			
13	起震車の導入	効果促進事業の交付対象としないこととする。		本改正要綱の施行（平成 27 年 4 月 10 日）の際、現に国に提出されている沖縄振興交付金事業計画に基づく事業又は
14	自転車誘導員業務委託			
15	地域交流センターの利用促			

	進のための活動経費		改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、改正年度に行われるものに限り、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
16	パトロール活動に必要なパトロールカーの購入及び活動経費		
17	個人住宅におけるペレットストーブの設置		
18	個人住宅・事業所における高効率給湯器の設置		
19	エコライフチェックの実施に必要な経費		
20	出生記念の苗木の購入費		
21	公立施設における電力モニター設置		
22	細街路整備台帳の整備		
23	基幹事業として実施可能な住宅の耐震改修	効果促進事業の交付対象としないこととする。	（１）本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。 （２）本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる事業においては、平成 29 年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

交付金交付総額 0 千円

記号	交付担当省庁	交付金交付額	前回交付金交付額	交付対象事業名	交付金交付額	備 考
A	警察庁	0		交通安全施設整備に関する事業	0	
B	総務省	0		消防防災施設整備に関する事業	0	
C	文部科学省	0		学校施設環境改善に関する事業	0	
D1	厚生労働省			社会福祉施設等施設整備に関する事業	0	
D2				医療施設等施設整備に関する事業及び 医療提供体制施設整備に関する事業	0	
E1	農林水産省	0		農山漁村地域整備に関する事業	0	
E2				農山漁村活性化対策整備に関する事業	0	
E3				農業・食品産業強化対策整備に関する事業	0	
E4				水産業強化対策整備に関する事業	0	
E5				沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業	0	
F	経済産業省	0		工業用水道に関する事業	0	
G	国土交通省	0		社会資本整備に関する事業	0	
H1	環境省	0		環境保全施設整備に関する事業	0	
H2				自然環境整備に関する事業	0	
I	こども家庭庁	0		就学前教育・保育施設整備に関する事業	0	

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

A:交通安全施設整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	計画期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付額	備考
1										#####		#####			
2										#####		#####			
3										#####		#####			
4										#####		#####			
			小計	0	0	0							0	0	

(注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める

2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する

3. 「うち交付金交付額」「前年度までの総交付対象事業費」及び「前年度までの総交付金交付額」には、平成23年度地域自主戦略交付金を含む。

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

B:消防防災施設整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業記号	配置又は設置場所	事業概要	計画期間	総事業費	交付対象事業費	うち交付金交付額	交付率	法令規定	前年度までの総交付対象事業費	進捗率(交付対象事業費)	前年度までの総交付金交付額	進捗率(交付金交付額)	本年度事業費	うち交付金交付額	備考
1												####		####			
2												####		####			
3												####		####			
4												####		####			
5												####		####			
												####		####			
												####		####			
												####		####			
												####		####			
												####		####			
				小計		0	0	0							0	0	

- (注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する
3. 「うち交付金交付額」「前年度までの総交付対象事業費」及び「前年度までの総交付金交付額」には、平成23年度地域自主戦略交付金を含む。

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

C:学校施設環境改善に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	学校名 (施設名)	事業 実施 主体	事業概要	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率(交付 対象事業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率(交付 金交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額	備考
1													#DIV/0!		#DIV/0!			
2													#DIV/0!		#DIV/0!			
3													#DIV/0!		#DIV/0!			
4													#DIV/0!		#DIV/0!			
5													#DIV/0!		#DIV/0!			
													#DIV/0!		#DIV/0!			
													#DIV/0!		#DIV/0!			
													#DIV/0!		#DIV/0!			
					小計		0	0	0							0	0	

- (注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する
3. 「うち交付金交付額」には、学校施設環境改善交付金と同様に、事業実施計画に計上している事業ごとに算出した配分基礎額に交付率を乗じた額と事業に要する経費の額(交付対象事業費)に交付率を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和を全ての事業で用いることとし、当該額に100分の1を乗じた額(事務費として算定する額)の和を記載すること
4. 「うち交付金交付額」「前年度までの総交付対象事業費」及び「前年度までの総交付金交付額」には、平成23年度沖縄振興自主戦略交付金を含む。
5. 交付率の嵩上げ対象となっている事業と嵩上げ対象となっていない事業の両方が含まれる場合には、それぞれ欄を分けて記入すること
6. 小学校、中学校及び義務教育学校の危険改築又は不適格改築については、築年数を記載すること

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名	担当者氏名	0
電話番号	交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス		

D1:社会福祉施設等施設整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	事業概要	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付 対象事業 費	進捗率 (交付対 象事業 費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率(交付 金交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交付額	備考
1											#DIV/0!		#DIV/0!			
2											#DIV/0!		#DIV/0!			
3											#DIV/0!		#DIV/0!			
4											#DIV/0!		#DIV/0!			
5											#DIV/0!		#DIV/0!			
											#DIV/0!		#DIV/0!			
											#DIV/0!		#DIV/0!			
											#DIV/0!		#DIV/0!			
											#DIV/0!		#DIV/0!			
											#DIV/0!		#DIV/0!			
			小計		0	0	0							0	0	

(注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

D2:医療施設等施設整備に関する事業及び医療提供体制施設整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	事業名 2	事業概要	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率(交付 対象事業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率(交付 金交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額	備考
1												#DIV/0!		#DIV/0!			
2												#DIV/0!		#DIV/0!			
3												#DIV/0!		#DIV/0!			
4												#DIV/0!		#DIV/0!			
5												#DIV/0!		#DIV/0!			
												#DIV/0!		#DIV/0!			
												#DIV/0!		#DIV/0!			
												#DIV/0!		#DIV/0!			
												#DIV/0!		#DIV/0!			
												#DIV/0!		#DIV/0!			
				小計		0	0	0							0	0	

(注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

E1:農山漁村地域整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	事業 実施 主体	事業概要 (延長・面積等)	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額 (C)	年度間調整額(該当する場合のみ)			備考
																	本年度に実施した 事業費	本年度に本来交 付されるべき国費 (D)	翌年度における 年度間調整額 (国費) (C)-(D)	
1												####		####					0	
2												####		####					0	
3												####		####					0	
4												####		####					0	
												####		####					0	
												####		####					0	
												####		####					0	
												####		####					0	
				小計		0	0	0							#DIV/0!	(A) 0	0	0	(E) 0	

前年度における年度間調整額(国費)	(B)
調整後の国費合計	(A)-(B) 0

翌年度以降の残事業費のうち国費 ≥ (E)

- (注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象事業費のみ計上する
3. 「うち交付金交付額」「前年度までの総交付対象事業費」及び「前年度までの総交付金交付額」には、平成23年度沖縄振興自主戦略交付金を含む。

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

E2:農山漁村活性化対策整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	事業 実施 主体	事業概要 (延長・面積等)	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額 (C)	年度間調整額(該当する場合のみ)			備考
																	本年度に実施した 事業費	本年度に本来交 付されるべき国費 (D)	翌年度における 年度間調整額 (国費) (C)-(D)	
1												####		####					0	
2												####		####					0	
3												####		####					0	
4												####		####					0	
												####		####					0	
												####		####					0	
												####		####					0	
												####		####					0	
				小計		0	0	0							#DIV/0!	(A) 0	0	0	(E) 0	

前年度における年度間調整額(国費)	(B)
調整後の国費合計	(A)-(B) 0

翌年度以降の残事業費のうち国費 ≥ (E)

(注)1.「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2.「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

E3:農業・食品産業強化対策整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	事業 実施 主体	事業概要 (延長・面積等)	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額 (C)	備考
1												#####		#####			
2												#####		#####			
3												#####		#####			
4												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
				小計		0	0	0							#DIV/0!	(A) 0	

(注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

E4:水産業強化対策整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	事業概要 (延長・面積等)	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額 (C)	備考
1											####		####			
2											####		####			
3											####		####			
4											####		####			
											####		####			
											####		####			
											####		####			
											####		####			
			小計		0	0	0							0 (A)	0	

- (注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

E5:沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	事業 実施 主体	事業概要 (延長・面積等)	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付額 (C)	備考
1												#####		#####			
2												#####		#####			
3												#####		#####			
4												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
				小計		0	0	0							#DIV/0!	(A) 0	

(注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

F:工業用水道に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	対象事 業名	事業概要	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付額	備考
1												#####		#####			
2												#####		#####			
3												#####		#####			
4												#####		#####			
5												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
				小計		0	0	0							0	0	

- (注) 1. 「対象事業名」には実際の沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業名を記載する
 2. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
 3. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象事業費のみ計上する
 4. 「事業概要」には費目及び事業概要を記載する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

G:社会資本整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	地区名	事業 実施 主体	事業概要 (延長・面積等)	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付 額 (C)	年度間調整額（該当する場合のみ）			備考
																		本年度に実施した 事業費	本年度に本来交 付されるべき国費 (D)	翌年度における 年度間調整額 (国費) (C)－(D)	
1													####		####					0	
2													####		####					0	
3													####		####					0	
4													####		####					0	
5													####		####					0	
													####		####					0	
													####		####					0	
													####		####					0	
													####		####					0	
					小計		0	0	0							0 (A)	0	0	0 (E)	0	
							前年度における年度間調整額(国費)								(B)		翌年度以降の残事業費のうち国費 ≥ (E)				
							調整後の国費合計								(A)－(B)						

- (注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する
3. 「うち交付金交付額」「前年度までの総交付対象事業費」及び「前年度までの総交付金交付額」には、平成23年度沖縄振興自主戦略交付金を含む。
4. 沖縄振興自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画に記載された基幹事業の関連事業については、「備考」欄に「関連」と記載し、同計画の写しを添付すること

(別添資料)事業記号1～9の事業と事業記号10の事業を一体的に実施する場合の成果目標等

事業実施期間※										平成・令和										年度										～										令和										年度										(										年間)																																		
成果目標※																																																																																																								
一体的に実施する事業の事業費																									①										百万円										②										百万円										③										百万円										効果促進事業費の割合 ③／(①+②+③)										%									
① 基幹的な事業(事業記号1～9までの事業)																																																																																																								
番号					事業名																																																																																															備考				
② 関連社会資本整備事業(事業記号10－1)																																																																																																								
番号					一体的に実施することにより期待される効果																																																																																															備考				
③ 効果促進事業(事業記号10－2)																																																																																																								
番号					一体的に実施することにより期待される効果																																																																																															備考				

備考 (注)「一体的に実施することにより期待される効果」の欄には、成果目標を明示して記載すること。
※事業実施期間 目標を達成しようとする期間(3～5年程度)
※成果目標 期間内に基幹的な事業、関連社会資本整備事業、および、効果促進事業の一体的な実施で実現しようとする目標

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画（沖縄振興公共投資交付金）

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

H1:環境保全施設整備に関する事業

No.	事業名	事業 記号	施設名	事業概要	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付額	備考
1												#####		#####			
2												#####		#####			
3												#####		#####			
4												#####		#####			
5												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
												#####		#####			
				小計		0	0	0							0	0	

- (注) 1. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

H2: 自然環境整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	事業 実施 主体	事業概要	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率 (交付 対象事 業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率 (交付 金交付 額)	本年度 事業費	うち 交付金交付 額 (C)	年度間調整額(該当する場合のみ)			備考		
																	本年度に実施した 事業費	本年度に本来交 付されるべき国費 (D)	翌年度における 年度間調整額 (国費) (C)-(D)			
1												####		####					0			
2												####		####					0			
3												####		####					0			
4												####		####					0			
5												####		####					0			
												####		####					0			
												####		####					0			
												####		####					0			
				小計		0	0	0							0 (A)	0	0	0 (E)	0			
						前年度における年度間調整額(国費)									(B)							
						調整後の国費合計									(A)-(B)		0	翌年度以降の残事業費のうち国費 ≧ (E)				

1. 「事業名」: 国定公園ごとに記載する(「沖縄海岸国定公園整備事業」もしくは「沖縄戦跡国定公園整備事業」と記載)
2. 「事業実施主体」: 県名又は間接補助を受ける市町村名を記載する
3. 「事業概要」: 公園事業名等(〇〇園地事業等)を記載したうえで、整備を行う施設の種類、規模、数量を記載する
- なお、複数箇所での整備の場合は、箇所ごとに記載する
4. 「事業期間」: 事業名ごとの整備が完了する期間を記載する
5. 「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
6. 「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象事業費のみ計上する

令和 年度 沖縄振興交付金事業計画(沖縄振興公共投資交付金)

担当部局課名		担当者氏名	
電話番号		交付限度額 (単位:千円)	0
メールアドレス			

I:就学前教育・保育施設整備に関する事業

(単位:千円)

No.	事業名	事業 記号	学校名 (施設名)	事業 実施 主体	事業概要	計画 期間	総事業費	交付対象 事業費	うち 交付金交 付額	交付 率	法令 規定	前年度まで の総交付対 象事業費	進捗率(交付 対象事業費)	前年度まで の総交付金 交付額	進捗率(交付 金交付額)	本年度 事業費	うち 交付金交 付額	備考
1													#DIV/0!		#DIV/0!			
2													#DIV/0!		#DIV/0!			
3													#DIV/0!		#DIV/0!			
4													#DIV/0!		#DIV/0!			
5													#DIV/0!		#DIV/0!			
													#DIV/0!		#DIV/0!			
													#DIV/0!		#DIV/0!			
													#DIV/0!		#DIV/0!			
					小計		0	0	0							0	0	

- (注)1.「総事業費」には沖縄振興公共投資交付金対象外事業費も含める
2.「本年度事業費」には沖縄振興公共投資交付金のみ計上する
3.「うち交付金交付額」には、就学前教育・保育施設整備交付金と同様に、事業実施計画に計上している事業ごとに算出した配分基礎額に交付率を乗じた額と事業に要する経費の額(交付対象事業費)に交付率を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和を全ての事業で用いることとし、当該額に100分の1を乗じた額(事務費として算定する額)の和を記載すること
4.「うち交付金交付額」「前年度までの総交付対象事業費」及び「前年度までの総交付金交付額」には、平成23年度沖縄振興自主戦略交付金を含む。
5. 交付率の嵩上げ対象となっている事業と嵩上げ対象となっていない事業の両方が含まれる場合には、それぞれ欄を分けて記入すること

令和 _____ 年度沖縄振興公共投資交付金に係る成果目標

番号	成果目標	達成予定 年度	中間評価 年度	対応事業	参照情報
	(目標を記載。定量的指標を設定の場合も本欄に記載)	(具 体的 な 年 度 を 記 載)	(具 体的 な 年 度 を 記 載)	(記号にて記載)	(別途の文書等で設定済みの目標の場合には、その旨記載するとともに、リンク先などを記載) (前年度から変更がある場合は変更内容を記載)
1					
2					
3					

(注) 1. 欄の不足に際しては、表の加工による欄の増加や別添への参照を適宜行うこと。

2. 事業計画に記載された全ての事業に係る成果目標を設定する(当該年度の事業計画に記載された事業以外の事業と一体となって目標を達成する場合には、他事業との統合効果により目標を達成する旨を記載のこと)。ただし、選択しなかった事業については目標を設定する必要はない。

成果目標については、括り方も数も沖縄県の任意であり、国から別途提示される「評価等が必要と考えられる項目」を参照し、自主的に設定すること。

なお、交付要綱等において別途の評価に係る規定に基づき目標設定が行われているものや、沖縄県自らの別途の評価の仕組みの中で別途成果目標を定めているものについては、参照情報に、それらの仕組みによる目標設定に係る情報が公表されている旨を記載する(重複しての新たな目標設定が求められるものではない)。また、沖縄振興公共投資交付金による事業以外の事業とも連携した効果を期待する場合には、それら他事業とあわせた目標設定も行い得る。

3. 成果目標の達成予定時期には事後評価を行うことが前提とされる。長期(おおむね5年程度以上)にわたる事業では、当該成果目標の達成状況についておおむね3年

程度の適当な期間ごとに中間評価を行うよう努めること。

4. 対応事業は、別表に掲げる事業のうちから1つ以上を選択し、記号を記載のこと。

その際、記号ごとに事業計画に掲載されている全ての事業が対象であれば記号のみを記載し(例、「A」)、一部の事業のみを対象とする事業であれば、事業計画に記載

されている事業との関連が分かるようにすること(例、事業計画の通し番号を用いる場合には、「D1のNo.1」等)。

5. 「参照情報」には、これまでの制度の中で既に実施した事前評価の結果など、成果目標を設定する上で重要と考えられる情報を適宜記載のこと。